

専門学校を卒業された方の受験資格について

学歴における受験資格のうち専門学校の場合は、下表から受験資格をご確認ください。

<受験資格コード：05>

事項	A	B
対象となる方	専門学校を平成7年以降に卒業した方	① 専門学校を平成6年以前に卒業した方 ② Aの確認方法で「専門士」又は「高度専門士」の記載がない方
受験資格の要件 (確認方法)	「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与されていること。 卒業時に授与された「卒業証書」又は「称号授与書」に「専門士」又は「高度専門士」の記載があるか確認してください。 ※「卒業証書」又は「称号授与書」に、「専門士」又は「高度専門士」という記載がない場合は、Bを確認してください。	下記の3つの条件の全てを満たす学校を卒業していること。 ①修業年限「2年以上」 ②課程の修了に必要な総授業時間数「1700時間以上」 ③専修学校の「専門課程」を修了 上記3つの条件を満たしているかご不明な場合は、卒業した専門学校にお問い合わせください。 ※試験センターでは回答できません。
受験資格証明書 (受験資格を有することを明らかにすることができる書面)	「卒業証書」又は「称号授与書」の写し (「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面)	「社会保険労務士試験 専修学校修了者受験資格証明書」又はその写し ※専修学校の専門課程の修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時間数が1700時間以上であることを証明する書面。 ※卒業した専門学校から発行してもらう必要があります。※注
その他	① A・Bとも、履修した内容(専門分野)は問いません。法律の分野でなくとも例えば、簿記、会計、医療、機械、コンピュータ等でも構いません。 ② A・Bとも、受験資格コードは「05」となります(社会保険労務士試験 受験案内の「受験資格一覧表(表1)」をご参照ください)。	

※注 卒業した学校が現在無くなっている場合の証明者

- ①学校の経営権が別の専門学校や学校法人等に買収・譲渡されている場合
→ 過去の学籍・履修の記録などを引き継いでいる**当該学校長**などが証明者となります。
- ②学校が完全に消滅している場合(①の事情により事務を引き継いでいる法人等がない場合)
→ 過去の学籍・履修の記録などを引き継いでいる**当該地方公共団体の長**など(当時の学校所在地の「都道府県の教育委員会、都道府県知事」又は「市区町村長」など)が証明者となります(都道府県庁・市区町村役場でご確認ください)。

※なお、いずれの場合も、受験希望者ご自身でご確認ください。試験センターでは確認できません。

●厚生労働大臣が認めた学校等について<受験資格コード：04>

上記表のほか、社会保険労務士試験 受験案内のうち、厚生労働大臣が認めた学校等(受験資格コード：04)として(1)～(88)に掲げられている学校、養成所に該当するものは、受験資格があります。この場合の受験資格証明書は、「卒業証書の写し」又は「卒業証明書又はその写し」です。

専門学校卒業者は、受験資格コード「04」と「05」のいずれにも該当する機会が多いことから、上記表の受験資格証明書をご準備いただくと、受験資格の確認が容易に行えます。

社会保険労務士試験 専修学校修了者 受験資格証明書

フリガナ 氏 名	(男 ・ 女)
生年月日	S ・ H 年 月 日生
専修学校の名称	
専修学校の所在地	
学科・コース(専攻)	学科 コース(専攻)
入学年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
卒業年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条(平成 19 年改正前同法第 82 条の2)に定める 専修学校として認可を受けた日及び文書番号 昭和 ・ 年 月 日 平成 _____	
課程の区分	() 課程
修業年限	年
課程の修了に必要な総授業時間数	時 間

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

専 修 学 校 の 所 在 地

専 修 学 校 の 名 称

証明者(専修学校の代表者氏名・役職名) 役職名 氏名 印

※学校が消滅している場合は、証明事務を引き継いだ学校の代表者、または学校所在地の都道府県知事等が証明者となります。

社会保険労務士試験 専修学校修了者 受験資格証明書

フリガナ 氏名	フリ ガナ フリ ガナ ○ ○ ○ ○ (男・女)
生年月日	○ S ・ H 41 年 4 月 1 日生
専修学校の名称	○○○○専門学校
専修学校の所在地	○○県○○市○○町1-1
学科・コース(専攻)	情報処理 学科 総合ビジネス コース(専攻)
入学年月日	○ 昭和 ・ 平成 60 年 4 月 1 日
学校の設立認可日、 文書番号ではありませんのでご注意ください。	○ 昭和 ・ 平成 62 年 3 月 22 日
学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条(平成19年改正前同法第82条の2)に定める専修学校として認可を受けた日及び文書番号	○ 昭和 ・ 平成 52 年 4 月 1 日 ○ ○ 県 指 令 第 123 号
課程の区分	(商業実務 専 門) 課程
修業年限	2 年
課程の修了に必要な総授業時間数	1,700 時間

上記のとおりであることを証明します。

平成 28 年 4 月 20 日

専 修 学 校 の 所 在 地 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 1 - 1

専 修 学 校 の 名 称 ○ ○ ○ ○ 専 門 学 校

証 明 者 (専 修 学 校 の 代 表 者 氏 名 ・ 役 職 名) 学 長 □ □ △ △

○ ○ ○ ○
学 校 学 長
の 印

※学校が消滅している場合は、証明事務を引き継いだ学校の代表者、または学校所在地の都道府県知事等が証明者となります。